

社会福祉法人 大島福祉会
給与改善手当（介）規定

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人大島福祉会（以下「法人」という。）給与規定第3条に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創生した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する給与改善手当について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算の対象職種職員に対し、給与改善手当（介）を支給する。

（支給額）

第3条 給与改善手当（介）の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算額を、勤務状態及び全体研修参加状況により定めた額とする。

（支給日）

第4条 給与改善手当（介）は、給与に加えて月1回支給する。

（在籍の限定）

第5条 給与改善手当（介）は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

（介護職員処遇改善加算の対象外職種職員）

第6条 介護職員処遇改善加算の対象外職種職員は、対象職種職員と同様に給与改善手当（他）を支給する。ただし、宿直員及び再雇用の用務員は除く。

（その他）

第7条 この規定は、介護職員処遇改善加算制度が平成27年3月31日までの時限的制度として創設されたことから、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則（施行期日）

この規定は、平成30年4月1日から施行する。